

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第3条の2 指定事業のうち認定看護師養成研修受講補助事業にあっては、当該研修会を受講した看護職員が研修会受講年度を含め3年度以内に認定看護師となるための認定審査に合格しなかった場合には、補助事業者は<u>当該認定審査に合格しなかった者に係る補助金の全額を県へ返還しなければならない。</u></p> <p>なお、合格したときは、別紙1により医療政策課長へ報告する<u>ものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の</u>補助金の交付を受けた補助事業者は、当該補助金の交付を受けて認定看護師資格を取得した看護職員に対して、<u>他の</u>医療機関等から研修会講師や技術指導の実施について<u>要請</u>があった場合には、当該職員を派遣するよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>補助事業のうち認定看護師養成研修受講補助事業及び看護師の特定行為研修受講補助事業にあっては、当該研修を修了見込みであった看護職員が当該研修を修了しなかった場合には、補助事業者は当該研修を修了しなかった者に係る補助金の全額を県へ返還しなければならない。</u></p> <p>なお、修了したときは、認定看護師養成研修については別紙2により、看護師の特定行為研修については別紙3により医療政策課長へ報告するものとし、<u>第11条第1項の実績報告時に当該研修修了証の写しを原本証明の上添付する場合はこの報告は不要とする。</u></p> <p>4 <u>補助事業のうちICTを活用した医療連携体制構築のための電子カルテシステム整備促進事業にあっては、補助事業者は当該補助事業の完了した年度の翌年度末までに鳥取県地域医療連携ネットワーク(おしどりネット)に相互参照機関として参加しなかった場合には、当該補助事業に係る補助金の全額を県へ返還しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると知事が認める場合はこの限りでない。</u></p> <p>第4条～第15条 略</p>	<p>鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第3条の2 指定事業のうち認定看護師養成研修受講補助事業にあっては、当該研修会を受講した看護職員が研修会受講年度を含め3年度以内に認定看護師となるための認定審査に合格しなかった場合には、補助事業者は補助金の全額を県へ返還しなければならない。</p> <p>なお、合格したときは、別紙1により医療政策課長へ報告する。</p> <p>2 <u>当該</u>補助金の交付を受けた補助事業者は、当該補助金の交付を受けて認定看護師資格を取得した看護職員に対して、<u>多</u>の医療機関等から研修会講師や技術指導の実施について<u>養成</u>があった場合には、当該職員を派遣するよう努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第4条～第15条 略</p>

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月22日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。
- 2 平成29年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した事業のうち、「医療情報ネットワーク整備事業」、「訪問看護等在宅医療推進ネットワーク基盤整備事業」、「精神科医療機関機能分化推進事業(施設整備)」、「精神科医療機関機能分化推進事業(設備整備)」、「地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業」、「急性期医療充実施設整備事業」、「急性期医療充実設備整備事業」、「病床の機能分化・連携推進基盤整備事業(施設整備)」、「病床の機能分化・連携推進基盤整備事業(設備整備)」、「在宅医療連携拠点事業」、「在宅医療推進のための看護師育成支援事業」、「医療介護連携のための多職種連携等研修事業」、「在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業」、「訪問看護師養成研修参加支援事業」、「新人訪問看護師同行訪問支援事業」、「訪問看護師待機手当支援事業」、「県東部保健医療圏の病床機能分化促進事業(施設整備)」、「県東部保健医療圏の病床機能分化促進事業(設備整備)」、「ドクターへリ運航管理室設備整備事業」、「ドクターへリ搭載医療機器整備事業」、「病床の機能分化・連携推進のための研修事業」、「訪問歯科衛生士養成支援事業」、「ICTを活用した医療連携体制構築のための電子カルテシステム整備促進事業」、「在宅医療推進事業」、「在宅歯科診療設備整備事業」、「周産期医療に関する専門的スタッフの養成事業」、「歯科衛生士復職支援事業」、「新人看護職員研修事業」、「助産師資質向上支援事業」、「看護師等養成所運営事業」、「看護教育教材整備事業」、「看護師等養成所施設・設備整備事業(施設整備)」、「看護師等養成所施設・設備整備事業(設備整備)」、「病院内保育所運営事業」、「医師等環境改善事業」、「産科医等確保支援事業」、「助産師等待機手当支援事業」、「救急勤務医支援事業」、「新生児医療担当医確保支援事業」、「小児救急医療支援事業」、「認定看護師養成研修受講補助事業」、「認定看護管理者研修参加支援事業」、「看護師の特定行為研修受講補助事業」、「女性医師就業環境整備事業」、「看護教員養成支援事業」、「実習指導者養成支援事業」、「地域医療連携研修会開催支援事業」、「死亡時画像診断システム等設備整備事業」については、本要綱に基づき実施したものとみなす。
ただし、「看護師の特定行為研修受講補助事業」について施行日までに交付決定があった場合は、本要綱別表については、交付決定があった時点のものを適用する。
- 3 前項の事業においては、平成29年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した場合の規則第11条に基づく届出書の提出については、同条第3号の知事が別に定める場合とする。
- 4 附則第2項の事業においては、平成29年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した場合は、本要綱第9条第1項の規定に基づく事業遂行状況の報告は要しない。
- 5 附則第2項の事業においては、平成29年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が実施した事業が完了した場合、規則第15条第1項の届出は、本要綱第10条第1項の規定に関わらず、別途知事が定める期限までに行わなければならない。
- 6 附則第2項の事業においては、平成29年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が実施した事業が完了した場合、規則第17条第1項の規定による報告は、本要綱第11条第1項第1号の規定に関わらず、別途知事が定める期限までに行わなければならない。